

福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」使用規則

（目的）

第1条 この規則は、福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」（以下「標語・キャラクター」という。）の適正な使用を確保し、その普及を促進するために必要な事項を定めるものとする。

（「標語・キャラクター」に関する権限）

第2条 「標語・キャラクター」に関する権限は、福島県（以下「県」という。）に帰属する。

（使用の申請）

第3条 県、県内市町村、「福島県食育推進ネットワーク会議」構成団体及び「福島県食育応援企業団」構成企業以外の者で「標語・キャラクター」を使用する者（以下「使用者」という。）は、県に福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」使用申請書（別紙様式第1号）を事前に提出し、その承認を受けるものとする。

（使用の承認）

第4条 県は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとし、福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」使用承認書（別紙様式第2号）を交付するものとする。

- （1） 「福島県食育推進計画」の促進又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- （2） 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- （3） 提供する商品やサービスの品質を担保、証明するものとして利用されるおそれがあるとき。
- （4） 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- （5） 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- （6） 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- （7） その他承認することを県が不相当と認めた場合。

（使用上の順守事項）

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- （1） 「標語・キャラクター」は、承認された内容にのみ使用すること。
- （2） 使用承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3） 「キャラクター」は、キャラクターが持っているもののデザインについての変更は可能だが、それ以外の変更は認めない。また、変更する場合は、事前に県の承認を得なければならない。

(承認内容の変更)

第6条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更使用とするときは、あらかじめ福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」追加・変更使用申請書(別紙様式第3号)を県に提出し、その承認を受けなければならない。

2 県は、全項に規定する申請を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」追加・変更使用承認書(別紙様式第4号)を交付するものとする。

(使用承認の取り消し等)

第7条 県は、「標語・キャラクター」の使用がこの規則及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

2 県は、使用者に「標語・キャラクター」の使用状況等について報告させ、又は、調査をすることができるものとする。

(使用料金)

第8条 「標語・キャラクター」の使用料は無料とする。

(使用期間等)

第9条 「標語・キャラクター」の使用期間は、使用承認の日が属する年度の3月31日までとする。

2 使用期間経過後に「標語・キャラクター」の使用が判明した場合、県は使用を停止させることができるものとする。

(無断使用への対応)

第10条 第4条の承認を受けないで、「標語・キャラクター」が使用された場合、県はその無断使用者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(使用に起因する問題)

第11条 「標語・キャラクター」の使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、県は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 本規則に定めるもののほか、「標語・キャラクター」使用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年8月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。

(別紙様式第1号)

福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」
使 用 申 請 書

年 月 日

福島県知事

使用者	住所 〒 —
	団体・企業名
	代表者名
	電話番号

福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」の使用について、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用方法	※使用場所、使用物件等を具体的に記入すること。 キャラクターの変更（あり・なし）
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

(注) 「食育標語」「食育キャラクター」の使用案があれば添付すること。

(別紙様式第2号)

福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」
使 用 承 認 書
(承認番号第 号)

年 月 日

様

福 島 県 知 事

年 月 日付けで申請ありました福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」の使用について、承認します。

なお、使用に当たっては、申請書の内容に従って使用するとともに、福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」使用規則を遵守してください。

(別紙様式第3号)

福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」
(追加・変更) 使用申請書

年 月 日

福島県知事

使用者	住所 〒 ー
	団体・企業名
	代表者名
	電話番号

承認番号第 号で承認を受けた福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」の使用について、次のとおり内容を(追加・変更)したいので、申請します。

事項	追加・変更前	追加・変更前
使用期間		
使用目的		
使用方法		
その他		

※追加・変更となる事項のみ記入すること。

(別紙様式第4号)

福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」
(追加・変更) 使用承認書

年 月 日

様

福島県知事

年 月 日付で(追加・変更)申請ありました福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」の使用について、承認します。

なお、使用に当たっては、(追加・変更)申請書の内容に従って使用するとともに、福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」使用規則を遵守してください。

福島県食育推進計画「食育標語」「食育キャラクター」

1 「食育標語」

食育で 笑顔と健康 未来^{ゆめ}づくり

※未来^{ゆめ} の表記を未来（ゆめ）、又は読みの ゆめ だけにすることも可能。

食育で 笑顔と健康 未来（ゆめ）づくり

食育で 笑顔と健康 ゆめづくり

2 「食育キャラクター」のデザイン及び愛称

■デザインパターン

パターン1



パターン2



パターン3



パターン4



パターン5（困った食育ちゃん）



※キャラクター下部の「ふくしま食育」のロゴは、必要に応じて削除することも可能。

※パターン3の場合、キャラクターに持たせるものを追加することが可能（要承認）。

■愛称

「ふくしまの食育ちゃん」「食育ちゃん」